毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大　分　県　編集　いづみ印刷株式会社　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

大分県報

令和八年
第七五一号
十一月四日
（水曜日）

目次

規則
退職手当の支給等に関する規則の一部改正 …… 一
告示
家畜伝染病予防法に基づく報告の徴求 …… 二
道路の供用開始 …… 三
急傾斜地崩壊危険区域の指定（一件） …… 三
公告
所有者等を確知することのできない農地の利用の裁定の申請 …… 六

○規則

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十一月四日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

大分県規則第五十七号

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給等に関する規則（平成二十一年大分県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「とき、又は主宰者が死亡し若しくは心身の故障その他継続して意見の聴取を行えない事由により意見の聴取を行うことができなくなった」を削る。

第二十四号様式を次のように改める。

第24号様式（第33条関係）

求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書

（表）

| 申請者 | 氏名 | | 受給資格証番号 | | |

（裏）

注意事項

1　この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に任命権者に提出すること。

2　「広域求職活動費の申請回数」には、今回の受給資格に係る受給期間において、何回目の広域求職活動費の支給を申請するものかを記載すること。

例：　今回の受給資格における受給期間において初めて広域求職活動費の支給申請を行う場合は「１」と記載すること。

なお、広域求職活動費は、所定給付日数に応じて、受給できる回数（上限回数）が決まっているため、あらかじめ確認すること。

①　基本手当の受給資格者における上限回数は、所定給付日数に応じて以下の表のとおり

基本手当の所定給付日数	90日	120日	150日	180日	210日	240日	270日	300日	330日	360日
上限回数	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回

※　給付日数の延長があった場合は、延長に応じた上限回数となる。

②　高年齢受給資格者及び特例受給資格者における上限回数は、３回

③　日雇受給資格者における上限回数は、３回（ただし、３回受給した後に１年経過した場合は再度３回まで受給可能となる。）

3　※印欄には、記載しないこと。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に、この規則による改正前の退職手当の支給等に関する規則（以下「旧規則」という。）第四十四条第二項の規定に基づき行われた新たな主宰者の指名の効力については、なお従前の例による。

3　旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の退職手当の支給等に関する規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

4　旧規則第二十四号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

○告　　示

大分県告示第四百四十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条第一項の規定により、次のとおり報告を求める。

令和八年十一月四日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　実施の目的

韓国での野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出を受け、県内の家きん飼養農場での発生を予防するため

二　報告すべき者

飼養羽数が百羽以上の鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥の農場の所有者並びに飼養羽数が十羽以上のだちょう及びエミューの農場の所有者

三　報告すべき事項

農場における飼養羽数及び毎日の死亡羽数並びに出荷及び導入予定

四　報告書の提出期限

毎週月曜日に前週の報告事項をとりまとめて報告する。

なお、第一回目の報告は、令和八年十一月九日（月）から同月十五日（日）までの状況について、同月十六日（月）までに行うこと。

五　報告書の提出方法

別紙様式により、農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所にファクシミリその他の方法により報告するものとする。

六　その他

1　高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には、直ちに報告すること。

2　この告示が適用される期間は、告示日から当面の間とする。

大分県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十一月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年十一月四日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道床木海崎停車場線	佐伯市大字海崎字中野三二二二番四から佐伯市大字海崎字野野下三三一七番四まで	令八・一一・四

大分県告示第四百四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年十一月四日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

指定区域の名称	所在地			
	市町村	大字	字	地番又は区域
西福良2	臼杵市	福良	中ビラキ及び神ノ迫	次の一点から一一点までを順次結んだ線及び一点と一一点を結んだ線に囲まれた土地の区域 一点　北緯三三度〇六分二二秒四四四四 二点　北緯三三度〇六分二五秒四九八六 東経一三一度四七分四〇秒六一二〇 三点　北緯三三度〇六分三九秒一五〇一 東経一三一度四七分二四秒七二九六 四点　北緯三三度〇六分二四秒三三〇三 東経一三一度四七分三八秒四六五八 五点　北緯三三度〇六分二三秒七七五五 東経一三一度四七分三八秒〇三〇一 六点　北緯三三度〇六分二三秒二一六四 東経一三一度四七分三七秒六八五一 七点　北緯三三度〇六分二二秒八七五四 東経一三一度四七分三七秒〇〇〇九 八点　北緯三三度〇六分二二秒六八九〇 東経一三一度四七分三七秒二二六五 九点　北緯三三度〇六分二二秒四四八二 東経一三一度四七分三七秒四一六八 一〇点　北緯三三度〇六分二二秒一二八三 東経一三一度四七分三七秒五八〇八 一一点　北緯三三度〇六分二一秒七五九九 東経一三一度四七分三七秒六四六六 五三五八番一の一部（座標一点と二点を結んだ線の北側の部分）、五三五九番の一部（座標一点と二点を結んだ線の北側の部分）、五三六〇番の一部（座標一点と二点を結んだ線の北側の部分）、五三六一番一の一部（座標一点と二点を結んだ線の北側の部分）、五三六二番の一部（座標一点と二点を結んだ線の北側の部分）、五三六三番から五三七一番まで、五三七二番一の一部（座標一点と二点を結んだ線の北側の部分）、五三七三番二の一部（座標一点から三点までを順次結んだ線の北側の部分）、五三七三番三の一部（座標二点と三点を結んだ線の北側の部分）、五三七三番四の一部（座標二点と三点を結んだ線の北側の部分）、五三七四番一から五三七四番四まで、五三七五番一から五三七五番三まで、五三七六番一の一部（座標二点と三点を結んだ線の北側の部分）、五三七六番二、五三七七番の一部
	中田2			
	津久見市			
	津久見			
	イモ畑			

カシヤ	（座標二点から四点までを順次結んだ線の北側の部分）、五三七八番の一部（座標三点と四点を結んだ線の東側の部分）、五三七九番一、五三七九番二、五三八〇番一の一部（座標三点から五点までを順次結んだ線の東側の部分）、五三八〇番二、五三八〇番三、五三八一番一の一部（座標四点と五点を結んだ線の東側の部分）、五三八一番二、五三八一番四から五三八一番六まで、五三八二番二の一部（座標四点と五点を結んだ線の東側の部分）、五三八二番三、五三八四番一から五三八四番三まで、五三八五番・五三八六番・五三八七番合併、五三八八番一、五三八八番二、五三九〇番から五三九三番まで及び五三九四番一から五三九四番三まで 五三九五番、五三九六番の一部（座標八点と九点を結んだ線の西側の部分）、五三九八番、五三九九番二、五三九九番の一部（座標八点と九点を結んだ線の西側の部分）、五四〇一番二の一部（座標八点と九点を結んだ線の西側の部分）、五四〇六番の一部（座標八点と九点を結んだ線の西側の部分）、五四一四番一の一部（座標七点から九点までを順次結んだ線の南側の部分）、五四一四番三の一部（座標七点と八点を結んだ線の南側の部分）、五四六八番の一部（座標五点から七点までを順次結んだ線の南側の部分）、五四六九番一の一部（座標六点から八点までを順次結んだ線の南側の部分）、五四七一番一の一部（座標七点と八点を結んだ線の南側の部分）、五四七一番二、五四七二番一から五四七二番七まで、五四七三番、五四七四番一、五四七四番二、五四七五番一から五四七五番三まで、五四七六番一、五四七六番二、五四七七番の一部（座標八点と九点を結んだ線の西側の部分）、五四七八番の一部（座標八点と九点を結んだ線の西側の部分）、五四七九番、五四八〇番一の一部（座標八点と九点を結んだ線の西側の部分）、五四八〇番二、五四八一番一の一部（座標八点と九点を結んだ線の西側の部分）、五四八一番二、五四八四番から五四八七番まで、五四八八番一、五四八九番から五四九一番まで、五四九二番の一部（座標四点から六点までを順次結んだ線の東側の部分）、五四九三番の一部（座標五点と六点を結んだ線の東側の部分）、五四九四番一の一部（座標四点と五点を結んだ線の東側の部分）及び五四九四番二の一部（座標四点と五点を結んだ線の東側の部分） 一点　北緯三三度〇三分二三秒八七八二　東経一三一度五一分二三秒七二二五 二点　北緯三三度〇三分二二秒七〇三五　東経一三一度五一分二一秒五五九〇 三点　北緯三三度〇三分二四秒〇〇七六　東経一三一度五一分一七秒七四九二 四点　北緯三三度〇三分二五秒五〇三八　東経一三一度五一分一七秒二三九二 五点　北緯三三度〇三分二九秒五五一七　東経一三一度五一分一八秒三四二七 六点　北緯三三度〇三分三一秒三一二八　東経一三一度五一分一九秒二五五二 七点　北緯三三度〇三分三一秒三四〇七　東経一三一度五一分二〇秒二五三一 八点　北緯三三度〇三分三〇秒八六七五　東経一三一度五一分二一秒三八九五 九点　北緯三三度〇三分二六秒九六四六　東経一三一度五一分二三秒四六四七	鬼丸				
	津久見市					
	上青江					
	鬼丸					
		五二三六番、五二三七番七の一部（座標六点と七点を結んだ線の南側の部分）、五二四五番二の一部（座標六点から八点までを順次結んだ線の南側の部分）、五二四六番の一部（座標七点と八点を結んだ線の西側の部分）、五二四七番一の一部（座標六点と七点を結んだ線の南側の部分）、五二四八番一の一部（座標六点と七点を結んだ線の南側の部分）、五二四九番の一部（座標六点と七点を結んだ線の南側の部分）、五二五〇番一の一部（座標六点と七点を結んだ線の南側の部分）、五二五〇番二、五二五〇番三の一部（座標六点と七点を結んだ線の南側の部分）、五二五一番、五二五二番一から五二五二番				

四まで、五二五三番、五二五四番、五二五四番一、五二五五番の一部（座標一点と二点を結んだ線の北側の部分）、五二五六番の一部（座標一点と二点を結んだ線の北側の部分）、五二五七番の一部（座標一点と二点を結んだ線の北側の部分）、五四四〇番の一部（座標九点、一点及び二点を順次結んだ線の北側の部分）、五四四一番の一部（座標一点と二点を結んだ線の北側の部分）、五四四二番、五四四三番、五四四四番の一部（座標一点と九点を結んだ線の北側の部分）、五四四五番及び五四四六番の一部（座標一点と九点を結んだ線の北側の部分）

一点　北緯三三度〇四分四一秒一二〇八　東経一三一度四九分四〇秒八八九六
二点　北緯三三度〇四分四三秒二九一九　東経一三一度四九分三八秒二二一〇
三点　北緯三三度〇四分四三秒八三七七　東経一三一度四九分三八秒〇五五一
四点　北緯三三度〇四分四四秒六五〇六　東経一三一度四九分三七秒九〇六四
五点　北緯三三度〇四分四五秒〇四八二　東経一三一度四九分三八秒八六四七
六点　北緯三三度〇四分四五秒八〇五五　東経一三一度四九分三九秒三九六八
七点　北緯三三度〇四分四四秒九九一二　東経一三一度四九分四一秒七八九八
八点　北緯三三度〇四分四四秒六三五八　東経一三一度四九分四一秒八六二五
九点　北緯三三度〇四分四三秒〇二一九　東経一三一度四九分四二秒六七四二

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

大分県告示第四百四十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年十一月四日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

指定区域の名称	所在地			
	市町村	大字	字	地番又は区域
上赤嶺2区	豊後大野市三重町	玉田	扇平	次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域 一点　北緯三三度五九分一〇秒四一三〇　東経一三一度三四分四一秒六〇八七 二点　北緯三三度五九分一一秒三二五四　東経一三一度三四分四〇秒八四三八 三点　北緯三三度五九分一二秒九九二四　東経一三一度三四分四〇秒七三〇四 四点　北緯三三度五九分一三秒〇三一二　東経一三一度三四分四〇秒九九二四 五点　北緯三三度五九分一三秒三二一七　東経一三一度三四分四一秒八〇〇四 六点　北緯三三度五九分一三秒四五八九　東経一三一度三四分四一秒八八六二 七点　北緯三三度五九分一三秒二三二六　東経一三一度三四分四四秒一四七七 八点　北緯三三度五九分一二秒二二二三　東経一三一度三四分四四秒五九一五 九点　北緯三三度五九分一〇秒七五三三　東経一三一度三四分四二秒六五五〇
	豊後大野市朝地町	板井迫及び下野	石田及び狐迫	次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域 一点　北緯三三度〇〇分一四秒二七〇五　東経一三一度二六分五四秒〇八八五 二点　北緯三三度〇〇分一三秒八七七二　東経一三一度二六分五四秒六一一六 三点　北緯三三度〇〇分一四秒〇七六六　東経一三一度二六分五六秒七〇一六 四点　北緯三三度〇〇分一二秒四一六一　東経一三一度二六分五五秒七五四三 五点　北緯三三度〇〇分一二秒一六二二　東経一三一度二六分五五秒四九九〇
			石田	

				六点　北緯三三度〇〇分一二秒三九六九 東経一三一度二六分五五秒二八七七
				七点　北緯三三度〇〇分一二秒七五五〇 東経一三一度二六分五四秒五三四七
				八点　北緯三三度〇〇分一二秒九三三七 東経一三一度二六分五三秒七九〇二
				九点　北緯三三度〇〇分一三秒〇四一二 東経一三一度二六分五三秒六三四二
				次の一点から一一点までを順次結んだ線及び一点と一一点を結んだ線に囲まれた土地の区域
				一点　北緯三三度〇一分二五秒五八一五 東経一三一度三〇分四九秒七五六八
				二点　北緯三三度〇一分二五秒五六八五 東経一三一度三〇分四九秒六一三二
				三点　北緯三三度〇一分二六秒〇三三一 東経一三一度三〇分四六秒九七一八
				四点　北緯三三度〇一分二六秒三〇五五 東経一三一度三〇分四七秒三六五一
				五点　北緯三三度〇一分二八秒一〇一八 東経一三一度三〇分四八秒七二四四
				六点　北緯三三度〇一分二八秒八八七一 東経一三一度三〇分四九秒〇九六一
				七点　北緯三三度〇一分二八秒八九一五 東経一三一度三〇分四九秒六八八七
				八点　北緯三三度〇一分二八秒一六五二 東経一三一度三〇分四九秒五四七七
				九点　北緯三三度〇一分二七秒六一八九 東経一三一度三〇分五〇秒二九六八
				一〇点　北緯三三度〇一分二六秒五四九三 東経一三一度三〇分五〇秒五二八八
				一一点　北緯三三度〇一分二六秒〇七九四 東経一三一度三〇分五〇秒六四三二
				次の一点から一〇点までを順次結んだ線及び一点と一〇点を結んだ線に囲まれた土地の区域
				一点　北緯三三度〇四分〇三秒一九二六 東経一三一度三八分二〇秒六二七六
				二点　北緯三三度〇四分〇一秒五八一四 東経一三一度三八分二二秒二九二
				三点　北緯三三度〇四分〇一秒三〇四九 東経一三一度三八分二〇秒三六〇四
				四点　北緯三三度〇四分〇〇秒一六九二 東経一三一度三八分一七秒九二八二
				五点　北緯三三度〇四分〇一秒六六九九 東経一三一度三八分一六秒九四三四
				六点　北緯三三度〇四分〇二秒五一〇三 東経一三一度三八分一六秒一六六一
				七点　北緯三三度〇四分〇二秒六一九八 東経一三一度三八分一六秒一三〇六
				八点　北緯三三度〇四分〇四秒一七五四 東経一三一度三八分一八秒七六一〇
				九点　北緯三三度〇四秒五三三六 東経一三一度三八分二〇秒三四七二
				一〇点　北緯三三度〇四分〇四秒五三六四 東経一三一度三八分二〇秒四七五一
				三八八二番一の一部（標柱一号から四号までを順次結んだ線の南側の部分）、三八八二番二の一部（標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分）、三九一八番二及び三九一八番六
南桑畑	豊後大野市大野町	田代	桑畑	越戸
小福手 鳥穴	豊後大野市犬飼町	田原	瀬口	下津尾 越戸

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

○公　告

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和八年十一月四日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）

中津市山国町平小野字東ノ下一〇三二番一	田	一、二一二	
中津市山国町平小野字東ノ下一〇三三番一	田	六〇〇	
中津市山国町平小野字東ノ下一〇三三番二	田	四四〇	

二　申請に係る農地の利用の現況

田として使用

三　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定後、借受け希望者への農地の貸出しを行う。

四　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和九年一月一日	一五年	○円

五　農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

公益社団法人大分県農業農村振興公社農地中間管理事業規程第六条第一項第一号に掲げる要件に合致するため

六　意見書の提出

申請に係る農地の所有者（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）は、知事に意見書を提出することができる。

1　提出期限

令和八年十一月十八日

2　提出先

大分県農林水産部農地活用・営農推進課

3　記載事項

㈠　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

㈡　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

㈢　意見書を提出する者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

㈣　意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

㈤　意見の趣旨及びその理由

㈥　その他参考となるべき事項

七　機構関連事業の実施

公益社団法人大分県農業農村振興公社が利用権を有している農用地等については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の土地改良事業（機構関連事業）が行われる可能性がある。